

IP網への移行後の音声接続料の在り方
答申(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和6年3月29日(金)～同年4月30日(火)
案件番号:145210271

意見提出者一覧
意見提出者 4件(法人:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	中部テレコミュニケーション株式会社
4	楽天モバイル株式会社

・第2章 メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● 同一の接続料の算定方法について賛同。また、メタルIP電話固有設備の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデル（メタル收容装置及びメタル收容装置～中継ルータ間の伝送路部分）を適用すること、NGNを用いて提供される機能部分については、実際費用方式による原価算定を行いつつ、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが適当。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の同一接続料を算定するにあたり、これらに係る設備の固有部分については、各接続料を算定し、疎通形態ごとのトラヒック割合に基づいて加重平均とし、それに共通部分の接続料を加えることによって算定することに賛同いたします。</p> <p>○ また、メタルIP電話固有設備の算定については、第9次IP-LRICモデル（メタル收容装置およびメタル收容装置～中継ルータ間の伝送路部分）を適用すること、NGNを用いて提供される機能部分については、令和3年答申（※）における整理のとおり、実際費用方式による原価算定を行いつつ、NTT東日本・西日本殿による効率化努力をモニタリングしていくことが適当と考えます。</p> <p>（※）情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」（令和3年9月）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 意見前段及び後段のメタルIP電話固有設備の接続料の算定方法については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 意見後段のNGNを用いて提供される機能部分については、令和3年答申では「IP網へ移行後は、…NTT東日本・西日本がNGNの効率化努力を怠った場合には、実際費用方式により算定される接続料原価が、適正な水準から逸脱していく可能性も否定できない」として「毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要」としているように、総務省においてはこれを適切に行っていくことになると承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <p>● ひかり電話の接続料について、IP-LRICモデル等によりベンチマーク値を算定する際は、具体的な設定方法について、令和7年1月からの新たな料金の適用開始に向け、次期LRICモデルの検討と併せ長期増分費用モ</p>	<p>考え方2</p>	

<p>デル研究会等において早急に検討を開始すべき。また、ベンチマーク値との比較結果は、透明性の観点から、接続料の認可申請に合わせ公表されるべき。</p> <p>● 加えて、第9次IP-LRICモデルにより算定された接続料が、令和3年答申時の試算値と比べ大幅に上昇したことや、原価とトラヒックの減少幅の差分が、今後NTT東日本・西日本のメタル回線縮退に伴いさらに顕著になると想定されることなども踏まえ、現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているかについても、次期LRICモデルの検討と併せ長期増分費用モデル研究会等において早急かつ十分に精査し、モデルの適切な在り方について検討すべき。その際、令和6年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量の設定方法が適正か検討すべき。</p>	
<p>○ 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申(案) (以下「本答申(案)」という)に記載されているとおり、NGNを用いて提供される機能であるひかり電話の接続料については、東日本電信電話株式会社殿 (以下「NTT東日本殿」という。) 及び西日本電信電話株式会社殿 (以下「NTT西日本殿」という。) (以下あわせて「NTT東西殿」という。) の効率化努力のモニタリングを行うため毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行うことになっています。一方で、ひかり電話接続料が前提とするアクセス回線が光回線であることに対し、IP-LRICモデルが実際の加入者回線であるメタル回線に対応したモデルとなる場合、前提となる加入者回線が異なり、水準としても大幅な乖離があることから、NGNを用いて提供される機能について、現行のIP-LRICにより算定した原価と、実際費用方式により算定した原価を単純に比較することでは効率化努力の妥当性の検証は困難です。※1</p> <p>○ したがって、IP-LRIC等によりベンチマーク値を算定する際には、光回線に関する設備においてベンチマーク値を設定するなど、ベンチマーク値の具体的な設定方法について、令和7年1月からの新たな料金の適用開始に向けて、次期のLRICモデルの検討と併せ長期増分費用モデル研究会等において早急に検討を開始すべきと考えます。また、ベンチマーク値との比較を行った結果については、透明性の観点から、接続料の認可申請に合わせて公表されるべきです。</p>	<p>○ NGNを用いて提供される機能部分については、令和3年答申では「IP網へ移行後は、…NTT東日本・西日本がNGNの効率化努力を怠った場合には、実際費用方式により算定される接続料原価が、適正な水準から逸脱していく可能性も否定できない」として「毎年度、実際の加入者回線の種別に対応したIP-LRICモデル等により適切に算定されたベンチマーク値との比較を行い、NTT東日本・西日本による効率化努力をモニタリングしていくことが必要」としているように、総務省においてはこれを適切に行っていくことになると承知しています。その際、第9次IP-LRICモデルでは、メタルIP電話のみならず、光IP電話も回線需要として含まれていると承知しています。</p> <p>○ また、総務省において、御指摘の点も踏まえ、接続料原価が低廉で効率的な設備や技術を前提としたネットワークに基づき算定されているか、引き続き注視することが適当と考えま</p>

無

<p>○ 加えて、9次IP-LRICによる接続料については、IP網への移行期間において、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」（令和3年9月1日）時の総務省試算値と比べNTT東西殿による実績値が大幅に上昇した結果となりました。※2</p> <p>○ 2024年度の9次IP-LRICに適用されたトラヒックはメタル回線収容機能において約28%減少している一方で、接続料原価は約7%の減少に留まっています。トラヒックの増減が直接的に原価に連動するものではないと考えられますが、原価とトラヒックの減少幅の差分は、今後NTT東西殿のメタル回線縮退に伴いさらに顕著になっていくものと想定されます。</p> <p>○ 上記のような状況も踏まえ、現行のLRICモデルにより非効率性が十分排除され、低廉で効率的なネットワークが構築されているかについても、次期のLRICモデルの検討と併せ長期増分費用モデル研究会等において早急かつ十分に精査し、モデルの適切な在り方について検討すべきと考えます。なお、その際には2024年度の接続料の上昇の主な原因となった予測通信量についても、その設定方法が適正なものか検討すべきと考えます。</p> <p>※1 参考 2024年度 9次IP-LRICモデル単金 NTT東西殿 8.26円/3分 2024年度 ひかり電話単金 NTT東日本殿 1.32円/3分 NTT西日本殿 1.41円/3分</p> <p>※2 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申（令和3年9月1日）」時の総務省試算値 2022年度 5.25円/3分、2023年度 5.58円/3分、2024年度 5.95円/3分 NTT東西殿による認可申請値 2022年度 5.71円/3分、2023年度 6.42円/3分、2024年度 8.26円/3分 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>す。</p> <p>○ なお、御指摘の予測通信量については、長期増分費用モデルに含まれているものではなく、NTT東日本・西日本が長期増分費用方式に基づく接続料の算定の際に一定の算定根拠を示した上で予測を行っているものと承知していますが、NTT東日本・西日本においては、今後の予測通信量の算定に際し、必要に応じて精度向上に向けて検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見3</p> <p>● IP網移行後の同一接続料の算定に当たっては、ワイヤレス固定電話、メ</p>	<p>考え方3</p>	

<p>タルIP電話及びひかり電話の接続料の加重平均値をとることも一案ではあり、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することに合理性はある。</p> <p>● 他方、同一接続料の算定に際し、算定方式の統一化が図られるべきであり、当該統一化を視野に光回線をベースにした次期LRICモデルを使用して、当該次期LRICモデルの対象期間における将来費用及び需要をもとに同一接続料とする案の検討を要望。</p>	
<p>○ 『固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方』答申（令和4年9月20日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「令和4年答申」。）において「電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」（P12）とされているところ、IP網移行後の同一接続料の算定に当たっては、ワイヤレス固定電話、メタルIP電話及びひかり電話の接続料の加重平均値をとることも一案ではあり、通信回数単位の接続料については通信回数比で、通信時間単位の接続料については通信時間比で加重平均することに合理性はあはると思料します。</p> <p>○ しかし、メタルIP電話ではLRICモデルをもとにした長期増分費用方式、ひかり電話については将来原価方式がとられているのが現状であり、同一接続料の算定に際し、方式の統一化が図られるべきと考えます。</p> <p>○ ついては、当該統一化を視野に光回線をベースにした次期LRICモデルを使用して、LRICモデルは3年ごとに見直しが行われていることから、当該次期LRICモデルの対象期間における将来費用及び需要をもとに同一接続料とする案もご検討願います。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ メタルIP電話の接続料原価については、令和3年答申において「NTT東日本・西日本から、メタル收容装置及び同装置にあわせて收容局内に設置される変換装置の提供において非効率性が排除されることを示す明確な見通しが示されていないことも踏まえると、メタル收容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の收容に係る機能等の接続料原価算定には、これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当」としています。</p> <p>○ これを踏まえ、本答申（案）に記載のとおり、メタルIP電話の固有設備（メタル收容装置及び新変換装置）の接続料の算定については、第9次IP-LRICモデルの「メタル收容装置（メタル回線收容機能）」及び「メタル收容装置～中継ルータ間の伝送路（一般中継系ルータ接続伝送機能）」の部分を適用することが適当と考えます。</p> <p>○ また、LRICモデルの加入者回線については、本答申（案）の第3章における検討のとおり、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、</p>

無

	<p>実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当と考えます。その上で、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視しつつ、仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが妥当と考えます。</p>	
<p>意見 4</p> <p>● ワイヤレス固定電話の接続料について、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して算定することが適当。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ ワイヤレス固定電話の接続料については、令和4年答申（※）において、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価とワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して算定することとされていますが、同答申での試算を踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間については、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して算定することは適当と考えます。</p> <p>（※）情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5</p> <p>● 今後、仮にワイヤレス固定電話の提供条件が見直される等により、ワイヤレス固定電話回線数が、令和4年答申時に試算された回線数よりも増えることが見込まれる場合は、改めてワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価の試算を行い、接続料原価比較の省略が適切か、省略する場合はその期間について検討すべき。</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>○ NTT東西殿のワイヤレス固定電話の提供は、加入電話の提供が極めて不経済となる場合等において例外的に認められています。この前提の元に、情報</p>	<p>○ 御指摘の令和4年答申における試算では、ワイヤレス固定電話導入10年目に10万回線が導</p>	<p>無</p>

<p>通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月。以下「令和4年答申」という。)の試算においては少なくとも10年間はワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価の方が高価であると見込まれておりますが、今後、仮に上記ワイヤレス固定電話の提供条件が見直される等により、令和4年答申時に試算した際に想定したワイヤレス固定電話回線数よりも増えることが見込まれる場合は、試算の前提が崩れることから、改めてワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価の試算を行い、接続料原価比較の省略が適切か、省略する場合はその期間について検討すべきと考えます。</p> <p>○ 以上を踏まえ、以下の通り本答申(案)の修文を求めます。</p> <p>=====</p> <p>したがって、今般検討した接続料算定方法の適用期間については、NTT東日本・西日本におけるワイヤレス固定電話の提供回線数が令和4年答申の試算時と同等である前提の元に、固定電話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である。</p> <p>但し、仮に令和4年答申の試算時に想定していた提供回線数を上回るが見込まれる場合は、改めてワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価の試算を行い、接続料原価比較の省略の妥当性について検討することが適当である。</p> <p>=====</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>入される場合において、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合(導入済みのワイヤレス固定電話がメタルIP電話であると仮定した場合)の接続料原価が、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価より低くなるとしています。</p> <p>○ 仮に、今般検討した接続料算定方法の適用期間中に、ワイヤレス固定電話の提供条件が大幅に見直された場合には、ワイヤレス固定電話の接続料原価の算定方法について、改めて検討を要することは当然であり、あえて本答申(案)に追記することは不要と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今般検討がなされた接続料算定方法の適用期間については、ワイヤレス固定電話が導入されていないものとして取り扱うことに賛同するが、ワイヤレス固定電話が導入されたケースと導入されていないケースとの比較検証を定期的に行うことが必要。 ● また、ワイヤレス固定電話の導入に際し、NTT東日本・西日本により、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイド 	<p>考え方6</p>	

<p>ライン」(令和6年2月総務省策定)で示された考え方を逸脱した運用がなされないよう、総務省において注視を要望。</p>		
<p>○ 令和4年答申において、「電話網のIP網への移行後(令和7年1月以降)は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当」(P9)とされています。</p> <p>○ 本答申案では、令和4年答申の試算に基づくワイヤレス固定電話導入開始時から少なくとも10年間はこれが導入された状況での接続料原価の方が高価となると見込まれていますが、あくまでも令和4年度時点での見込みであり、技術の進歩等により通信をめぐる環境は改善を続けていることから、上記の仮定は10年間にわたり継続適用させるものではなく、3年間のみの適用と理解しております。今般検討がなされた期間についてはワイヤレス固定電話が導入されていないものとして取り扱うことに賛同しますが、あくまで比較検討の上適用されるべきものであり、ワイヤレス固定電話が導入されたケースと導入されていないケースとの比較検証を定期的に行うことが必要であると考えます。</p> <p>○ また、ワイヤレス固定電話の導入に際し、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT東西殿」)により、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」(令和6年2月総務省策定)で示された考え方を逸脱した運用がなされることのないよう、貴省においても注視をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 意見上段及び中段については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ また、本答申(案)では「今般検討した接続料算定方法の適用期間については、固定電話網のIP網への移行期間中と同様に、接続料原価の比較を省略し、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当」としているように、次々期算定期間(令和10年度以降)においては、別途、検討すべきものと考えます。</p> <p>○ 意見下段については、総務省において、参考とすべきものと考えます。</p>	<p>無</p>

・第3章 LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い

<p>意見7</p> <p>● LRICモデルにおける光回線への置換えについて、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視し、仮に光回線への置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが必要。</p>	<p>考え方7</p>
--	-------------

<p>○ LRICモデルにおける光回線への置換えについては、今後のメタル回線の在り方に係る検討状況等を注視し、仮に光回線への置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見 8</p> <p>● NTTから、メタル回線について、令和17（2035）年頃に維持限界を迎える旨の説明があったことに加え、令和3年答申での試算において廉化すると見込まれていた、令和6年度に適用するNTT東日本・西日本の加入電話・メタルIP電話接続機能に関する料金が大幅に上昇したという状況変化を踏まえ、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、少なくとも次々期算定期間に反映できるよう具体的に検討を開始すべき。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ LRICモデルにおけるメタル加入者回線の取扱いについて、本答申（案）の中でもメタル回線維持に関する状況変化として、事業者から日本電信電話株式会社殿が「2035年にメタル回線の維持限界を迎える」との説明を始めていたことが言及されていますが、これに加え、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令和3年9月1日）の試算において、低廉化すると見込まれていた令和6年度に適用するNTT東西殿の加入電話・メタルIP電話接続機能に関する料金が大幅に上昇したという新たな状況変化も生じています。</p> <p>○ したがって、LRICモデルにおける光回線への置換えについては本答申（案）に記載のとおり「ユニバーサルサービス制度への影響等も含めて検討を継続する」ことは言うまでもありませんが、上記状況変化を踏まえれば、少なくとも次々期算定期間に反映できるよう具体的に検討を開始すべきと考えます。</p> <p>○ 以上のことから本答申（案）について、次のとおり修文すべきと考えます。</p> <p>=====</p> <p>その上で、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、（中略）仮に置換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等も含めて、次々期算定期間において反映できるよう具体的に検討を開始することが適当である。</p>	<p>○ 本答申（案）に記載のとおり、LRICモデルにおける光回線への置換えについては、検討を継続することが適当と考えます。</p> <p>○ 一方で、次々期算定期間（令和10年度以降）におけるLRICモデルにおけるメタル加入者回線の取扱いに係る検討に当たっては、本答申（案）に記載のとおり、「メタル回線の在り方に関する検討状況等」や「仮に置き換えを行った場合のユニバーサルサービス制度への影響等」を含めた検討が必要であり、次々期算定期間（令和10年度以降）におけるこれらの状況が不明である中で、具体的な検討を開始することは困難と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、メタル回線について、マイグレーションを実施する具体的な切替計画について、早期に検討を進めることが望ましいと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>=====</p> <p>○ また、LRIC方式が現時点で最も低廉で効率的なネットワークに基づき算定されるものであることに鑑みれば、NTT東西殿においてアクセス回線をメタル回線から光回線に移行していく具体的な計画の策定には至っていないことをもって、光回線への置換えの検討が進まないことがないようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見9</p> <p>● 速やかにユニバーサルサービス制度の整理の方向性が示されるよう、より迅速に議論を進めることを希望。</p>	考え方9	
<p>○ 本章のみならず、今回の答申にはユニバーサルサービス制度の整理の結果がかなり大きく影響するため、速やかにその方向性が示されるよう、より迅速に議論を進めて頂くことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本意見募集の対象は、IP網への移行後の音声接続料の在り方に関するものであることから、御意見については、総務省においてユニバーサルサービス制度の検討の参考とすべきと考えます。なお、今般検討した接続料の算定方法は、現行のユニバーサルサービス制度を前提としたものですが、仮に、ユニバーサルサービス制度の整理がなされ、その結果が、今般検討した接続料の算定方法に大きな影響を及ぼし得る場合には、算定方法の見直しの要否について、必要に応じ、総務省において検討すべきと考えます。</p>	無

・ 第4章 東西均一接続料の扱い

<p>意見10</p> <p>● メタルIP電話固有部分の接続料を引き続き東西均一とすることに賛同。</p>	考え方10	
<p>○ 「同一接続料」の東西格差を緩和するため、メタルIP電話固有部分の接続料を引き続き東西均一とすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の接続料は本来東西別で算定・設定されるものであることから、メタルIP電話固有部分の接続料の東西別接続料への是正について引き続き検討を行うべき。 ● 接続料の東西格差の是正に向けて今後NTT西日本において一層の効率化を図っていくべき。 	<p>考え方11</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本答申(案)においても整理されているとおり、NTT東西殿の接続料は本来東西別で算定し設定されるものであることから、メタルIP電話固有部分の接続料における東西別接続料への是正については引き続き検討を行うべきです。 ○ なお、接続料の東西格差については、是正に向けて今後NTT西日本殿において一層の効率化を図っていくべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 意見後段について、本答申(案)に記載の試算におけるメタルIP電話固有部分の接続料の東西格差は、長期増分費用モデルによる計算結果の比較であり、NTT東日本・西日本の効率化の状況を比較したものではないと承知しています。 	<p>無</p>
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本来、各事業者における接続料は各々の原価に応じて個々に算定・設定されるべきものであり、仮に東西間で料金に格差が生じた場合でも、その縮小は経費削減等の企業努力により講じられるべき。IP網への移行完了後の接続料は、東西均一ではなく、個々のコストに応じて設定されるべき。 	<p>考え方12</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東西殿が設定するメタルIP電話の接続料について、市場及び利用者への影響を踏まえた観点並びに接続料の事業者間精算の負担軽減の観点から、本年12月までのIP網への移行期間においては、暫定措置として東西均一接続料が継続して適用されているものと認識しております。 ○ 本来、各事業者における接続料は各々の原価に応じて個々に算定・設定されるべきものであり、仮に東西間で料金に格差が生じた場合でも、その縮小は経費削減等の企業努力により講じられるべきものです。NTT東西殿のコスト構造や収益構造の比較検証等のためにも、IP網への移行完了後の接続料は、東西均一ではなく、個々のコストに応じて設定されるべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本答申(案)に記載のとおり、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則である一方、これまで、加入電話/メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきたものです。 ○ IP網への移行完了後の接続料に係る今般の検討においても、本答申(案)に記載の試算のように接続料の東西格差が継続することが 	<p>無</p>

	<p>見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから、現行制度の趣旨も踏まえ、今般検討した接続料算定方法の適用期間においては、メタルIP電話固有部分について東西均一接続料を継続することが適当であるとしたものです。</p> <p>○ なお、本答申（案）に記載の試算におけるメタルIP電話固有部分の接続料の東西格差は、長期増分費用モデルによる計算結果の比較であり、NTT東日本・西日本の効率化の状況を比較したものではないと承知しています。</p>	
--	--	--

・第5章 接続料算定方法の適用期間

<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料算定方法の次期適用期間について賛同。 ● また、令和7年1月から同年3月までの接続料について、令和6年12月までの早い時期にNTT東日本・西日本から予測値が開示されることを要望。 ● なお、本来、全ての事業者が一律・公平に「ビル&キープ方式」を用いることが適当であり、可能な事業者から積極的に「ビル&キープ方式」を取り入れることが望ましい。 	<p>考え方13</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定方法の次期適用期間について、令和7年1月から令和10年3月までとすることに賛同いたします。 ○ また、令和7年1月から3月までの接続料について、令和6年4月から12月までに適用される接続料を暫定適用する場合でも、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までの早い時期にNTT東日本・西日本殿から接続料に係る予測値について開示いただくことを要望いたします。 ○ なお、NTT東日本・西日本殿の意見にありますとおり、本来、全ての事業者が一律・公平に「ビル&キープ方式」を用いることが適当であり、今般整備された制度に基づき、可能な事業者から積極的に「ビル&キープ方式」を取 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見上段については、賛同の御意見として承ります。 ○ 意見中段については、接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、これらの意見を踏まえ、令和6年12月までに開示を行うことが望ましいと考えます。 ○ 意見下段で御指摘の制度整備は、電話等の音 	<p>無</p>

<p>り入れていくことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>声サービスに係る接続料において、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能としたものと承知しています。なお、ビル&キープ方式を原則化することについては、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において、丁寧な議論が必要であり、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当と整理されたものと承知しています。</p>	
<p>意見14</p> <p>● IP網移行後のメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話に係る接続料は、接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から予測値が確実に開示される必要があることに加え、以下の状況を踏まえれば、令和7年以降も次年度の予測値が前年度12月までに開示されるべき。</p> <p>①需要の見通しが立てづらくなっていること</p> <p>②中長期的な観点からは、メタル電話の縮退や、ワイヤレス固定電話の導入等により、接続事業者による需要の予測についてはますます困難になると想定されること</p> <p>③電気料の高騰や金融政策の変更に伴う報酬の変動等、接続料原価の予測も想定が困難になってきていること</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 本答申(案)では、IP網移行後のメタルIP電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話に係る接続料は、令和6年12月までにNTT東西殿から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましいとされていますが、接続事業者の予見可能性の観点から確実に開示される必要があることに加え、以下の状況を踏まえれば、既にドライカップや専用サービスに関する接続料の予測値が事業者の予見性確保の観点から認可申請に先立ち開示されていることと同様に、令和7年以降も次年度の予測値を前年度12月までに開示されるべきと考えます。</p>	<p>○ 本答申(案)では、令和7年1月から令和8年3月までの1年3か月分の接続料を算定するに当たって、「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい」としたものであり、それ以降の接続料の予測値等については、NTT東日本・西日本において、接続</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>①令和6年度に適用するNTT東西殿の加入電話・メタルIP電話接続機能に関する令和3年度の総務省試算値が、NTT東西殿の実際の申請値と大きく乖離したように需要の見通しが立てづらくなっていること</p> <p>②さらに中長期的な観点からはメタル電話の縮退や、限定的ではあるもののワイヤレス固定電話の導入等により、接続事業者による需要の予測についてはますます困難になると想定されること</p> <p>③需要だけではなく、電気料の高騰や金融政策の変更に伴う報酬の変動等、接続料原価の予測も想定が困難になってきていること</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>事業者の予見可能性に配慮しつつ、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、本答申（案）の第6章において、「接続事業者の予見可能性の観点からも、年度内に次年度の接続料を認可できることを念頭に、接続料の改定に必要な行政手続を適切なスケジュールで進めていくことが適当」としているように、接続料の改定に係る接続約款変更認可申請については、可能な限り早期に実施すべきと考えます。</p>	
<p>意見15</p> <p>● 「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい。」の考え方に賛同。</p> <p>● ただし、NTT東日本・西日本においては、令和7年1月から令和8年3月までの接続料について、遅くとも令和6年11月下旬までに3分換算並びに1通信ごと及び1秒ごとの単金の予測値の開示を要望。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 「接続事業者の予見可能性の観点から、令和6年12月までにNTT東日本・西日本から接続事業者に対し、接続料に係る予測値の開示等が行われることが望ましい。」の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ ただし、多くの接続事業者が2024年11月下旬頃から2024年度の決算見通しの策定や2025年度の予算策定等の着手を開始すると考えられることから、接続事業者の予見可能性を確保するために、遅くとも2024年11月下旬までにNTT東日本殿・西日本殿から2025年1月から2026年3月までの接続料に係る予測値を開示していただくことを強く要望致します。</p> <p>また、その際、NTT東日本殿・西日本殿から3分換算の予測値の他に、1通信ごと及び1秒ごとの単金についても開示していただくことを併せて要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料に係る予測値の開示等については、接続事業者から、予見可能性を確保するための早期の開示等が要望されており、NTT東日本・西日本においては、これらの意見を踏まえ、令和6年12月までに開示を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、開示の内容については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見16</p> <p>● IP網への移行後の算定方法の適用期間を3年3か月とすることは妥当。</p>	<p>考え方16</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 算定に用いられるLRICモデルはその時点で最も理想的かつ効率的なものであるべきことから、現在のメタルIP電話を前提としたモデルから、光回線への置換えを前提としたモデルの導入・適用を速やかに進めるべき。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回に限り、IP網への移行後の算定方法の適用期間を令和7年1月から令和10年3月までの3年3か月とすることは妥当であると考えます。 ○ 他方、算定に用いられるLRICモデルはその時点で最も理想的かつ効率的なものであるべきことから、現在のメタルIP電話を前提としたモデルから、光回線への置き換えを前提としたモデルの導入・適用を速やかに進めて頂くようお願いいたします。 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 意見後段については、考え方3の3つ目の○のとおりです。 	無

・第6章 その他の検討事項

<p>第6章 その他の検討事項 第2節 四半期単位の実績トラヒックのホームページ開示義務の見直し</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本による実績トラヒックの開示について、開示頻度及び開示内容を「年度単位」とすることが適当という考え方に賛同。 ● ただし、トラヒック変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合は、接続料の認可申請時期を待たず、適時適切な情報開示を行うことが適当。 	考え方17	
<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本殿による実績トラヒックの開示については、四半期単位に傾向が変化するものではないことや、閲覧数が僅かであることから、開示頻度および開示内容を「年度単位」とすることが適当という考え方に賛同いたします。 ○ ただし、今般、令和6年度の接続料改定において、トラヒック傾向が大きく変動し、令和3年答申時の接続料試算値に比べて接続料が大きく上昇したことにより、接続事業者の事業計画等に大きな影響を及ぼしました。 ○ トラヒックの開示頻度が「年度単位」になることにより、大きな変動が生じた際の予見可能性が損なわれるおそれがあることから、トラヒック変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合においては、接 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見上段については、賛同の御意見として承ります。 ○ 意見中段及び下段については、接続事業者の予見可能性の観点から、トラヒック変動の傾向に大きな影響があると見込まれる事態等が発生した場合には、NTT東日本・西日本において、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。 	無

<p>続料の認可申請時期を待たず、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見18</p> <p>● 令和6年度の加入電話・メタルIP電話接続料は、情報通信審議会答申(令和3年9月)と大きく乖離し、予見性が削がれる結果となった。このような事態を抑止するため、今後は試算値について幅を持たせるとともに、前年度と比較して著しい変化が生じた場合にはなお一層速やかな公開を要望。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 本年3月21日に認可されたNTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更により、本年4月1日以降の加入電話・メタルIP電話接続機能に係る接続料が3分当たり9.11円に改定されていますが、『IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申(令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会)において令和6年度の接続料は3分当たり6.64円と試算されており、大きく乖離したことで予見性が削がれる結果となりました。</p> <p>○ このような事態を抑止するためにも、今後は試算値について閾値を測定して幅を持たせるとともに、前年度と比較して著しい変化が生じた場合にはなお一層速やかに公開して頂きますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ トラヒック変動の傾向に著しい変化が発生した場合には、NTT東日本・西日本において、適時適切な情報開示を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、試算値の公表については、接続事業者の予見可能性の観点から、NTT東日本・西日本において、適切な方法を検討すべきと考えます。</p>	<p>無</p>